

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>第1章 総論 第1節 (略) 第2節 環境影響評価及び事後調査の実施手順 (略) 1～7 (略) 8 評価 評価は、原則として、 ① 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること ② 環境基準及び環境基本計画、大阪府環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと ③ 環境に関係する法令等に定める規制基準等に適合すること を明らかにすることとし、第2章に示す「評価の指針」に従って評価する。 9～10 (略) 第3節 (略) 第4節 (略)</p> <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法 第1節 大気質 1 現況調査 (1) 調査項目 ア. 大気質に係る調査項目 大気質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシソ類、その他必要な物質 イ. 関連調査項目 (略) (2) 調査地域 (略) (3) 調査方法 ア. 大気汚染に係る調査方法 大気汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「大気汚染状況報告書」(環境省水・大気環境局)等既存資料の整理、解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。 (ア) 調査期間 (略)</p>	<p>第1章 総論 第1節 (略) 第2節 環境影響評価及び事後調査の実施手順 (略) 1～7 (略) 8 評価 評価は、原則として、 ① 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること ② 環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと ③ 環境に関係する法令等に定める規制基準等に適合すること を明らかにすることとし、第2章に示す「評価の指針」に従って評価する。 9～10 (略) 第3節 (略) 第4節 (略)</p> <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法 第1節 大気質 1 現況調査 (1) 調査項目 ア. 大気質に係る調査項目 大気質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシソ類、微小粒子状物質、その他必要な物質 イ. 関連調査項目 (略) (2) 調査地域 (略) (3) 調査方法 ア. 大気汚染に係る調査方法 大気汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。 なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」(大阪府)、「大気汚染状況報告書」(環境省水・大気環境局)等既存資料の整理、解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。 (ア) 調査期間 (略)</p>

現 行	改 定 案
<p>(イ) 調査地点 (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. 環境基準が定められている項目</p> <p>環境基準が定められている項目の測定方法は、「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)に定められる方法による。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>なお、測定にあたっては、次に掲げる項目に係る通達等を参考にすること。</p> <p>(a) 二酸化硫黄及び光化学オキシダント (略)</p> <p>(b) 二酸化窒素 (略)</p> <p>(c) 一酸化炭素 (略)</p> <p>(d) 浮遊粒子状物質 (略)</p> <p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン</p> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成20年10月環境省水・大気環境局大気環境課)</p> <p>(f) ダイオキシン類 (略)</p> <p>b. 環境基準の定められていない項目 (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象日原簿」又は「大阪府気象月報」(大阪管区気象台)等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>a. 地上の気象の調査 (略)</p> <p>b. 上空の気象の調査 (略)</p> <p>(イ) 地形・地物の状況 (略)</p> <p>(ウ) 固定発生源の状況 (略)</p> <p>(エ) 移動発生源の状況</p> <p>自動車、航空機等主要な移動発生源の走行、運航の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>道路沿道の大気汚染を現地調査する場合には、当該調査期間中に8車種分類(軽乗用車、乗用車、バ</p>	<p>(イ) 調査地点 (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. 環境基準が定められている項目</p> <p>環境基準が定められている項目の測定方法は、「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)</p> <p>及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)及び「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)に定められる方法による。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p> <p>なお、測定にあたっては、次に掲げる項目に係る通達等を参考にすること。</p> <p>(a) 二酸化硫黄及び光化学オキシダント (略)</p> <p>(b) 二酸化窒素 (略)</p> <p>(c) 一酸化炭素 (略)</p> <p>(d) 浮遊粒子状物質 (略)</p> <p>(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン</p> <p>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省水・大気環境局大気環境課)</p> <p>(f) ダイオキシン類 (略)</p> <p>b. 環境基準の定められていない項目 (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」(大阪管区気象台)等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>a. 地上の気象の調査 (略)</p> <p>b. 上空の気象の調査 (略)</p> <p>(イ) 地形・地物の状況 (略)</p> <p>(ウ) 固定発生源の状況 (略)</p> <p>(エ) 移動発生源の状況</p> <p>自動車、航空機等主要な移動発生源の走行、運航の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>道路沿道の大気汚染を現地調査する場合には、当該調査期間中に8車種分類(軽乗用車、乗用車、バ</p>

現 行	改 定 案
<p>ス、軽貨物車、小型貨物車、貨客車、普通貨物車及び特殊（種）車の24時間交通量、車速等（以下、この節において「交通量等」という。）の調査を合わせて行う。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>道路交通情勢調査表</u>」（大阪府）、「<u>港湾統計</u>」（運輸省）等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(オ) 法令による規制基準等(略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第2節 水質・底質</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 水質に係る調査項目</p> <p>水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、水素イオン濃度、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質、全窒素、全燐、全亜鉛、有害物質（カドミウム、全シアン、鉛、砒素、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、無機性磷（リン酸性リン）、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤、農薬成分、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>イ. 底質に係る調査項目</p> <p>底質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目</p>	<p>ス、軽貨物車、小型貨物車、貨客車、普通貨物車及び特殊（種）車の24時間交通量、車速等（以下、この節において「交通量等」という。）の調査を合わせて行う。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「<u>全国道路・街路交通情勢調査表（道路交通センサス）</u>」（大阪府）、「<u>港湾統計</u>」（国土交通省）等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(オ) 法令による規制基準等(略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第2節 水質・底質</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 水質に係る調査項目</p> <p>水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、水素イオン濃度、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質、全窒素、全燐、全亜鉛、<u>ノニルフェノール</u>、有害物質（カドミウム、全シアン、鉛、砒素、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、<u>1, 4-ジオキサン</u>）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、無機性磷（リン酸性リン）、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤、農薬成分、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>イ. 底質に係る調査項目</p> <p>底質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目</p>

現 行	改 定 案
<p>から選定する。</p> <p>硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、有害物質（カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、銅、アルキル水銀、亜鉛、ふつ素、<u>総クロム</u>、ニッケル、ベリリウム、バナジウム、有機塩素化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素）、<u>全クロム</u>、全燐、無機性燐（リン酸性リン）、全窒素、アンモニア性窒素、水素イオン濃度、酸化還元電位、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>ウ. 関連調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水質汚濁に係る調査方法</p> <p>水質汚濁に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査期間 (略)</p> <p>(イ) 調査回数 (略)</p> <p>(ウ) 調査地点 (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a. 採水方法 (略)</p> <p>b. 分析方法</p> <p>分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法</p> <p>(b) 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知）</p> <p>(c) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）</p> <p>(d) 「排水基準を定める<u>総理府令</u>の規定に基づく<u>環境庁長官</u>が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）</p> <p>(e) 「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）</p> <p>(f) 「海洋観測指針」（気象庁）</p> <p>(g) <u>「瀬戸内海広域総合水質調査測定方法」（環境庁）」</u></p> <p>(h) 「日本工業規格」</p> <p>(i) 「上水試験法」（日本水道協会）</p>	<p>から選定する。</p> <p>硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、有害物質（カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、銅、アルキル水銀、亜鉛、ふつ素、<u>全クロム</u>、ニッケル、ベリリウム、バナジウム、有機塩素化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、<u>1, 4-ジオキサン</u>）、全燐、無機性燐（リン酸性リン）、全窒素、アンモニア性窒素、水素イオン濃度、酸化還元電位、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>ウ. 関連調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水質汚濁に係る調査方法</p> <p>水質汚濁に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査期間 (略)</p> <p>(イ) 調査回数 (略)</p> <p>(ウ) 調査地点 (略)</p> <p>(エ) 測定方法</p> <p>a. 採水方法 (略)</p> <p>b. 分析方法</p> <p>分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法</p> <p>(b) 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環境庁水質保全局長通知）</p> <p>(c) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（<u>水底の底質の汚染を含む。</u>）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）</p> <p>(d) 「排水基準を定める<u>省令</u>の規定に基づく<u>環境大臣</u>が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）</p> <p>(e) 「公共用水域及び地下水の水質測定計画」（大阪府）</p> <p>(f) 「海洋観測指針」（気象庁）</p> <p>(g) 「日本工業規格」</p> <p>(h) 「上水試験法」（日本水道協会）</p>

現 行	改 定 案
<p>(j) 「温排水調査指針」(水産庁)</p> <p>(k) 「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」(大阪府)</p> <p>(l) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法</p> <p>イ. 底質に係る調査方法</p> <p>底質に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査時期 (略)</p> <p>(イ) 調査地点 (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. 採泥方法</p> <p>採泥方法は、「<u>底質調査方法の改定について</u>」(昭和63年9月8日環境庁水質保全局長通知)等による。</p> <p>b. 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a) 「<u>底質調査方法の改定について</u>」</p> <p>(b) 「日本工業規格」</p> <p>(c) 「公共用水域及び地下水の水質測定計画」</p> <p>(d) 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第14号)</p> <p>(e) 「<u>瀬戸内海広域総合水質調査測定方法</u>」</p> <p>(f) 「<u>ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル</u>」</p> <p>(g) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法</p> <p>ウ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>気温、降水量について、「<u>大阪府気象月報</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(イ) 水象の状況</p> <p>a. 河川水象</p> <p>河川水象の調査は、流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施する。</p> <p>現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とする。なお、河川の水質の現地調査を実施する場合は、その調査時期に配慮して調査時期を選定する。</p> <p>測定方法は、「水質調査方法」又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択する。</p>	<p>(i) 「温排水調査指針」(水産庁)</p> <p>(j) 「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」(大阪府)</p> <p>(k) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法</p> <p>イ. 底質に係る調査方法</p> <p>底質に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査時期 (略)</p> <p>(イ) 調査地点 (略)</p> <p>(ウ) 測定方法</p> <p>a. 採泥方法</p> <p>採泥方法は、「<u>底質調査方法について</u>」(平成24年8月8日環境省水・大気環境局長通知)等による。</p> <p>b. 分析方法及び溶出試験方法</p> <p>分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>(a) 「<u>底質調査方法について</u>」</p> <p>(b) 「日本工業規格」</p> <p>(c) 「公共用水域及び地下水の水質測定計画」</p> <p>(d) 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第14号)</p> <p>(e) 「<u>ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル</u>」(平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課)</p> <p>(f) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法</p> <p>ウ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>気温、降水量について、「<u>大阪府の気象</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(イ) 水象の状況</p> <p>a. 河川水象</p> <p>河川水象の調査は、流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施する。</p> <p>現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とする。なお、河川の水質の現地調査を実施する場合は、その調査時期に配慮して調査時期を選定する。</p> <p>測定方法は、「水質調査方法」又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択する。</p>

現 行	改 定 案
<p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」（建設省）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>b. 湖沼水象（略）</p> <p>c. 海域水象（略）</p> <p>(ウ) 水利用の状況（略）</p> <p>(エ) 土地利用の状況（略）</p> <p>(オ) 発生源の状況（略）</p> <p>(カ) 法令による基準等（略）</p> <p>(4) 調査の結果（略）</p> <p>2 予測（略）</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目（略）</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>ア. 水質汚濁</p> <p>①（略）</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）<u>、</u>大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③（略）</p> <p>イ. 底質</p> <p>①（略）</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③（略）</p> <p>(3) 評価方法（略）</p> <p>4 事後調査（略）</p> <p>第3節 地下水</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 地下水質に係る調査項目</p> <p>地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p>	<p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」（<u>日本河川協会</u>）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>b. 湖沼水象（略）</p> <p>c. 海域水象（略）</p> <p>(ウ) 水利用の状況（略）</p> <p>(エ) 土地利用の状況（略）</p> <p>(オ) 発生源の状況（略）</p> <p>(カ) 法令による基準等（略）</p> <p>(4) 調査の結果（略）</p> <p>2 予測（略）</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目（略）</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>ア. 水質汚濁</p> <p>①（略）</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）<u>及び</u>大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③（略）</p> <p>イ. 底質</p> <p>①（略）</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画<u>及び</u>大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③（略）</p> <p>(3) 評価方法（略）</p> <p>4 事後調査（略）</p> <p>第3節 地下水</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 地下水質に係る調査項目</p> <p>地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p>

現 行	改 定 案
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>イ. 関連調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 地下水質に係る調査方法</p> <p>地下水質に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府環境白書」等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査期間 (略)</p> <p>(イ) 調査地点 (略)</p> <p>(ウ) 調査方法</p> <p>調査方法は、次に掲げるものに定められている方法から、項目に応じて選択する。</p> <p>a. 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)</p> <p>b. 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)</p> <p>c. 以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 地盤の状況 (略)</p> <p>(イ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(ウ) 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府気象月報</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(エ) 発生源の状況 (略)</p> <p>(オ) 水利用の状況 (略)</p> <p>(カ) 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p>	<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>塩化ビニルモノマー</u>、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、<u>1, 4-ジオキサン</u>、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>イ. 関連調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 地下水質に係る調査方法</p> <p>地下水質に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府環境白書」等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査期間 (略)</p> <p>(イ) 調査地点 (略)</p> <p>(ウ) 調査方法</p> <p>調査方法は、次に掲げるものに定められている方法から、項目に応じて選択する。</p> <p>a. 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)</p> <p>b. 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁<u>(水底の底質の汚染を含む。)</u>及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)</p> <p>c. 以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 地盤の状況 (略)</p> <p>(イ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(ウ) 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府の気象</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(エ) 発生源の状況 (略)</p> <p>(オ) 水利用の状況 (略)</p> <p>(カ) 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p>

現 行	改 定 案
<p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第4節 騒音</p> <p>1 現況調査 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第5節 ～第6節 (略)</p> <p>第7節 悪臭</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 悪臭に係る調査方法.</p> <p>(ア)調査期間 (略)</p> <p>(イ)調査地点 (略)</p> <p>(ウ)測定方法</p> <p>悪臭についての測定方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)及び「臭気指数の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める測定方法による。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格(JIS)等に定める方法による。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。</p>	<p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第4節 騒音</p> <p>1 現況調査 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第5節 ～第6節 (略)</p> <p>第7節 悪臭</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 悪臭に係る調査方法.</p> <p>(ア)調査期間 (略)</p> <p>(イ)調査地点 (略)</p> <p>(ウ)測定方法</p> <p>悪臭についての測定方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める測定方法による。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格(JIS)等に定める方法による。</p> <p>ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法による</p>

現 行	改 定 案
<p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>「大気汚染常時測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象<u>日</u>原簿」又は「<u>大阪府気象月報</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>なお、現地調査を実施する場合には、次に掲げるところによる。</p> <p>a. 観測期間 (略)</p> <p>b. 観測地点 (略)</p> <p>c. 観測方法 (略)</p> <p>(イ) 地形・地物の状況 (略)</p> <p>(ウ) 発生源の状況 (略)</p> <p>(エ) 法令等による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第8節 地盤沈下</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 地盤沈下に係る調査方法</p> <p>地盤沈下に係る調査は、「水準測量成果表」(大阪府)、「観測井報告書」(大阪府)、「地下水採取量報告書」(大阪府)等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 地盤の状況 (略)</p> <p>(イ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(ウ) 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府気象月報</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(エ) 地下水の塩水化の状況 (略)</p> <p>(オ) 地下水の採取量の状況 (略)</p> <p>(カ) 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p>	<p>ることができる。</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>「大気汚染常時測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象<u>観測</u>原簿」又は「<u>大阪府の気象</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>なお、現地調査を実施する場合には、次に掲げるところによる。</p> <p>a. 観測期間 (略)</p> <p>b. 観測地点 (略)</p> <p>c. 観測方法 (略)</p> <p>(イ) 地形・地物の状況 (略)</p> <p>(ウ) 発生源の状況 (略)</p> <p>(エ) 法令等による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第8節 地盤沈下</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 地盤沈下に係る調査方法</p> <p>地盤沈下に係る調査は、「水準測量成果表」(大阪府)、「観測井報告書」(大阪府)、「地下水採取量報告書」(大阪府)等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 地盤の状況 (略)</p> <p>(イ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(ウ) 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府の気象</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(エ) 地下水の塩水化の状況 (略)</p> <p>(オ) 地下水の採取量の状況 (略)</p> <p>(カ) 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p>

現 行	改 定 案
<p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 土壌汚染に係る調査方法</p> <p>土壌汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査地点 (略)</p> <p>(イ) 測定方法</p> <p>測定方法は、次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択する。</p> <p>a. 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」(平成11年1月環境庁水質保全局)</p> <p>b. 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)</p> <p>c. 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)</p> <p>d. 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)</p> <p>e. 以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 地盤の状況 (略)</p> <p>(イ) 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府気象月報</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(ウ) 発生源の状況 (略)</p> <p>(エ) 水利用の状況 (略)</p> <p>(オ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(カ) 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p>	<p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 土壌汚染に係る調査方法</p> <p>土壌汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 調査地点 (略)</p> <p>(イ) 測定方法</p> <p>測定方法は、次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択する。</p> <p>a. 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」(平成11年1月環境庁水質保全局)</p> <p>b. 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)</p> <p>c. 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁<u>(水底の底質の汚染を含む。)</u>及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)</p> <p>d. 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)</p> <p>e. 以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 地盤の状況 (略)</p> <p>(イ) 水文、気象の状況</p> <p>地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「<u>大阪府の気象</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。</p> <p>(ウ) 発生源の状況 (略)</p> <p>(エ) 水利用の状況 (略)</p> <p>(オ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(カ) 法令による基準等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p>

現 行	改 定 案
<p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第10節 ～第11節 (略)</p> <p>第12節 気象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 気象に係る調査方法</p> <p>風向・風速、気温、局地風系の調査は、地域の地表付近及び上空における風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の状況について現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象日原簿」又は「大阪府気象月報」及び「大気汚染常時測定局測定結果」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 地上の気象の調査 (略)</p> <p>(イ) 上空の気象の調査 (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第13節 地象 (略)</p> <p>第14節 水象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p>	<p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>① (略)</p> <p>②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 評価方法 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第10節 ～第11節 (略)</p> <p>第12節 気象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 気象に係る調査方法</p> <p>風向・風速、気温、局地風系の調査は、地域の地表付近及び上空における風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の状況について現地調査を実施する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」及び「大気汚染常時測定局測定結果」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 地上の気象の調査 (略)</p> <p>(イ) 上空の気象の調査 (略)</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第13節 地象 (略)</p> <p>第14節 水象</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p>

現 行	改 定 案
<p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水象に係る調査方法</p> <p> (ア) 河川水象</p> <p> 河川水象の調査は、流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施する。</p> <p> 現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とする。河川の水質の現地調査を実施する場合は、河川の水質の調査時期に配慮する。</p> <p> 測定方法は、「水質調査方法」又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択する。</p> <p> なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」（建設省）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p> (イ) 湖沼水象（略）</p> <p> (ウ) 海域水象（略）</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法（略）</p> <p>(4) 調査の結果（略）</p> <p>2 予測（略）</p> <p>3 評価（略）</p> <p>4 事後調査（略）</p> <p>第15節 陸域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p> (1) 調査項目（略）</p> <p> (2) 調査地域（略）</p> <p> (3) 調査方法</p> <p> 陸生植物、陸生動物及び淡水生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。また、法令により指定されている陸生植物、陸生動物及び淡水生物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施する。</p> <p> なお、予測及び評価の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア. 陸生植物に係る調査方法（略）</p> <p>イ. 陸生動物に係る調査方法（略）</p> <p>ウ. 淡水生物に係る調査方法</p>	<p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 水象に係る調査方法</p> <p> (ア) 河川水象</p> <p> 河川水象の調査は、流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施する。</p> <p> 現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び評価における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とする。河川の水質の現地調査を実施する場合は、河川の水質の調査時期に配慮する。</p> <p> 測定方法は、「水質調査方法」又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選択する。</p> <p> なお、予測及び評価の方法を勘案して、「流量年表」（日本河川協会）、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p> (イ) 湖沼水象（略）</p> <p> (ウ) 海域水象（略）</p> <p>イ. 関連調査項目の調査方法（略）</p> <p>(4) 調査の結果（略）</p> <p>2 予測（略）</p> <p>3 評価（略）</p> <p>4 事後調査（略）</p> <p>第15節 陸域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p> (1) 調査項目（略）</p> <p> (2) 調査地域（略）</p> <p> (3) 調査方法</p> <p> 陸生植物、陸生動物及び淡水生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。また、法令により指定されている陸生植物、陸生動物及び淡水生物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施する。</p> <p> なお、予測及び評価の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>ア. 陸生植物に係る調査方法（略）</p> <p>イ. 陸生動物に係る調査方法（略）</p> <p>ウ. 淡水生物に係る調査方法</p>

現 行	改 定 案
<p>浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の生息・生育種、分布状況、現存量等について調査する。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床、移行帯等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。</p> <p>また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定する。</p> <p>(ア) 生物群の生息・生育状況 (略)</p> <p>(イ) 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴 (略)</p> <p>(ウ) 生息・生育環境</p> <p>生息・生育環境の調査は、地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査する。</p> <p>地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。</p> <p>水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、浮遊物質、溶存酸素量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、全窒素、全リン、全亜鉛等、底質については、粒度組成、強熱減量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全リン等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法による。</p> <p>瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。</p> <p>エ. 陸域生態系の解析 (略)</p> <p>オ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象、地象及び水象の状況</p> <p>気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水温、水位、水量、水質等を「<u>大阪府気象月報</u>」、地形図、地質図、「<u>大阪府域河川等水質調査結果報告書</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。</p> <p>(イ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(ウ) 法令による地域指定等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>①～② (略)</p> <p>③自然公園法、<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</p> <p>4 事後調査 (略)</p>	<p>浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の生息・生育種、分布状況、現存量等について調査する。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床、移行帯等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。</p> <p>また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定する。</p> <p>(ア) 生物群の生息・生育状況 (略)</p> <p>(イ) 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴 (略)</p> <p>(ウ) 生息・生育環境</p> <p>生息・生育環境の調査は、地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査する。</p> <p>地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。</p> <p>水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、浮遊物質、溶存酸素量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、全窒素、全リン、全亜鉛、<u>ノニルフェノール</u>等、底質については、粒度組成、強熱減量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全リン等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法による。</p> <p>瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。</p> <p>エ. 陸域生態系の解析 (略)</p> <p>オ. 関連調査項目の調査方法</p> <p>(ア) 気象、地象及び水象の状況</p> <p>気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水温、水位、水量、水質等を「<u>大阪府の気象</u>」、地形図、地質図、「<u>大阪府域河川等水質調査結果報告書</u>」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。</p> <p>(イ) 土地利用の状況 (略)</p> <p>(ウ) 法令による地域指定等 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p> <p>3 評価</p> <p>(1) 評価項目 (略)</p> <p>(2) 評価の指針</p> <p>①～② (略)</p> <p>③自然公園法、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</p> <p>4 事後調査 (略)</p>

現 行	改 定 案
<p>第16節 海域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 海域生物に係る調査方法</p> <p>海域生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な海域生物に影響を与えないよう配慮して現地調査を行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、潮間帯、干潟、藻場等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。</p> <p>また、調査時期は、調査の対象となる海域生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定するとともに、海域の水質・底質及び水象（海域水象）の現地調査を実施する場合には、海域生物に係る調査の実施時期に配慮する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 生物群の生息・生育状況 (略)</p> <p>(イ) 生息・生育環境</p> <p>生息・生育環境の調査は、環境要因として水質、底質、水象の状況及び場の特性として干潟、藻場の状況について調査する。</p> <p>水質及び底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮するものとし、水質については、水温、塩分、透明度、浮遊物質、溶存酸素量、全窒素、全リン等を調査し、底質については、粒度組成、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全リン等を調査する。調査方法は、水質・底質の現況調査の方法による。</p> <p>水象の調査は、海域水象に係る調査方法によるものとし、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮する。</p> <p>なお、干潟で底生生物を調査する場合は、干潟全体の地形、底質状況、主な底生生物の分布状況を目視観察する。</p> <p>また、藻場が存在する場合は、生育帯外縁を確認し、代表的な箇所を主要構成種とその植生被度、底質等を目視観察する。</p> <p>イ. 海域生態系の解析 (略)</p> <p>ウ. 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p>	<p>第16節 海域生態系</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目 (略)</p> <p>(2) 調査地域 (略)</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 海域生物に係る調査方法</p> <p>海域生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な海域生物に影響を与えないよう配慮して現地調査を行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。</p> <p>調査地点の選定に当たっては、水深、潮間帯、干潟、藻場等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。</p> <p>また、調査時期は、調査の対象となる海域生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定するとともに、海域の水質・底質及び水象（海域水象）の現地調査を実施する場合には、海域生物に係る調査の実施時期に配慮する。</p> <p>なお、予測及び評価の方法を勘案して、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。</p> <p>(ア) 生物群の生息・生育状況 (略)</p> <p>(イ) 生息・生育環境</p> <p>生息・生育環境の調査は、環境要因として水質、底質、水象の状況及び場の特性として干潟、藻場の状況について調査する。</p> <p>水質及び底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮するものとし、水質については、水温、塩分、透明度、浮遊物質、溶存酸素量、全窒素、全リン、<u>全亜鉛、ノニルフェノール</u>等を調査し、底質については、粒度組成、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全リン等を調査する。調査方法は、水質・底質の現況調査の方法による。</p> <p>水象の調査は、海域水象に係る調査方法によるものとし、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮する。</p> <p>なお、干潟で底生生物を調査する場合は、干潟全体の地形、底質状況、主な底生生物の分布状況を目視観察する。</p> <p>また、藻場が存在する場合は、生育帯外縁を確認し、代表的な箇所を主要構成種とその植生被度、底質等を目視観察する。</p> <p>イ. 海域生態系の解析 (略)</p> <p>ウ. 関連調査項目の調査方法 (略)</p> <p>(4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 (略)</p>

現 行	改 定 案
<p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第17節～第21節 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価方法書等の作成 (略)</p>	<p>3 評価 (略)</p> <p>4 事後調査 (略)</p> <p>第17節～第21節 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価方法書等の作成 (略)</p>